

北九州市議会インターネット中継に関する要綱（案）

（趣旨）

第1条 この要綱は、北九州市議会の会議のインターネット中継に関し必要な事項を定めるものとする。

（中継の対象となる会議）

第2条 インターネット中継の対象となる会議は、次のとおりとする。

- （1） 本会議
- （2） 常任委員会
- （3） 特別委員会

（中継の方法）

第3条 インターネット中継の形態は、生中継及び録画中継により行う。

（テロップの挿入）

第4条 インターネット中継の映像には、必要に応じてテロップを挿入することができる。

（録画中継の掲載期間）

第5条 録画中継のホームページへの掲載については、会議のあった日の翌日から起算しておおむね3日後（当該3日には、北九州市の休日を定める条例（平成3年北九州市条例第2号）第1条第1項各号に定める休日を含まない。）から開始するものとする。ただし、第8条の規定により、録画中継映像を編集する場合においては、この限りでない。

2 録画中継の掲載開始日から起算して1年を経過した日以降、当該録画中継のホームページへの掲載を終了するものとする。

（著作権等）

第6条 インターネット中継による個々の映像その他の情報（以下「録画中継映像等」という。）の著作権が北九州市に帰属することをホームページに明示するものとする。

2 録画中継映像等を利用しようとする者は、著作権法（昭和45年法律第48号）に反しない範囲（発言の趣旨が変更となるような加工・編集を行わないことを含む。）で利用することを遵守するものとする。

3 録画中継映像等は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第123条第1項及び北九州市議会会議規則（昭和51年北九州市議会規則第1号）第77条第1項に定める会議録並びに北九州市議会委員会条例（昭和51年北九州市条例第47号）第29条第1項に定める記録とはならない旨をホームページに明示するものとする。

（インターネット中継の中止）

第7条 議長又は委員長は、必要と認めるときは、インターネット中継を中止することができる。

(発言の取消し等への対応)

第8条 議長又は委員長は、発言の取消し等、必要と認めるときは、録画中継映像を編集することができる。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、インターネット中継について必要な事項は、議長が定める。

付 則

この要綱は、令和6年〇〇月〇〇日から施行する。